

# ハローワーク もりおか

懇 切

公 正

迅 速

令和3年12月 No.579

## 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます。 ～最低賃金が変わります～

### ◎岩手県最低賃金と岩手県特定（産業別）最低賃金

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「岩手県特定（産業別）最低賃金」があります。

### ◎適用対象労働者

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

### ◎対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

### ◎岩手県特定（産業別）最低賃金

◆鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

**時間額 878円**

発効日 令和3年12月29日

◆光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

**時間額 856円**

発効日 令和3年12月29日

◆電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業

**時間額 847円**

発効日 令和3年12月29日

◆自動車小売業

**時間額 879円**

発効日 令和3年12月29日

\*「百貨店、総合スーパー最低賃金」、「各種商品小売業最低賃金」については、改正されないため現行の岩手県最低賃金が適用されます。

\* 次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1)18歳未満又は65歳以上の者
- (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

\*「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業による包装、袋詰め、バリ取り、検品の業務等に主として従事する労働者については除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

※岩手県最低賃金は令和3年10月2日から**時間額821円**に改正されています。

**【お問い合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 019-604-3008**

もくじ

- 岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます …… 1
- 「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します(2022年1月1日スタート) …… 2
- 「雇用保険マルチジョブホルダー制度」基本的な手続の流れ …… 3
- 新規高等学校卒業予定者に係る求職・求人・就職内定状況の推移 …… 4
- 最近の求人求職のうごき …… 4

## 事業主の皆さまへ

# 「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

## 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 従来雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。  
これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※1には、一定の要件※2を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※3の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。

- ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。  
ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- ※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

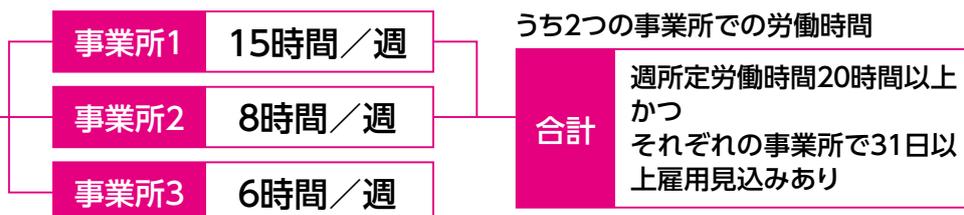
## 雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません**。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



65歳以上  
2つ以上の  
事業所で雇用



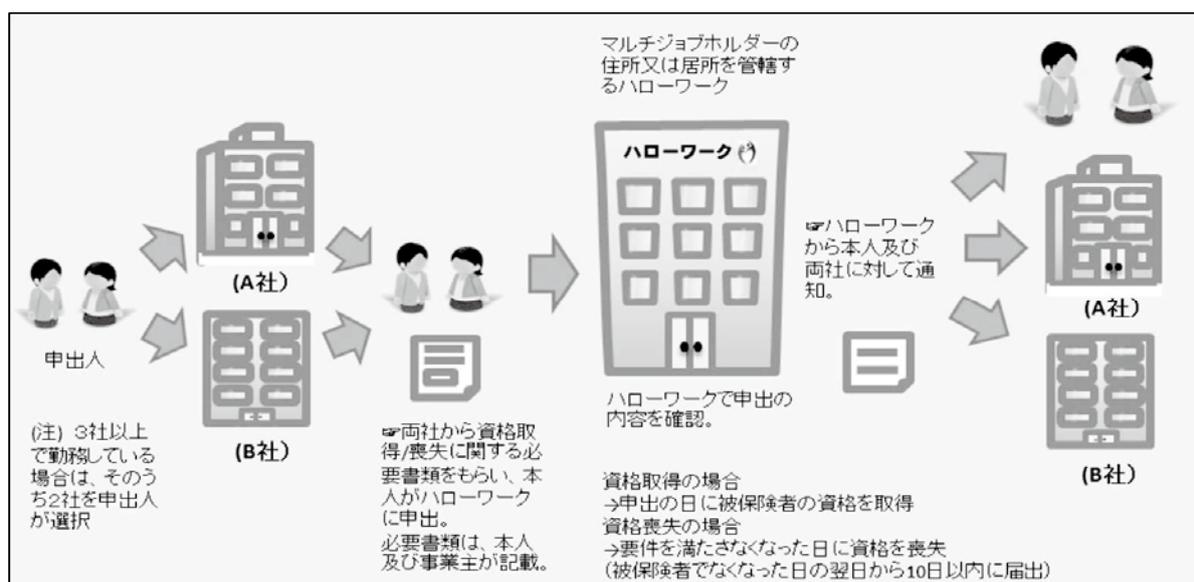
※上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

## 基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続を行う必要**があります。

事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、**手続に必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。



## 事業主の皆さまへのお願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の皆さまの協力が必要不可欠**です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、**速やかなご対応**をお願いします。  
事業主の協力が得られない場合は、ハローワークから事業主に対して確認を行います。
- 雇用保険の成立手続が済んでいない場合は、別途手続が必要になります。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています**。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します**。

〈雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は〉

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご覧くださいか  
お近くのハローワークにご相談ください。

〇〇労働局 公共職業安定所 管轄区域 検索



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

【お問い合わせ先】

雇用保険適用課

☎ 019-624-8906

新規高等学校卒業予定者に係る求職・求人・就職内定状況の推移

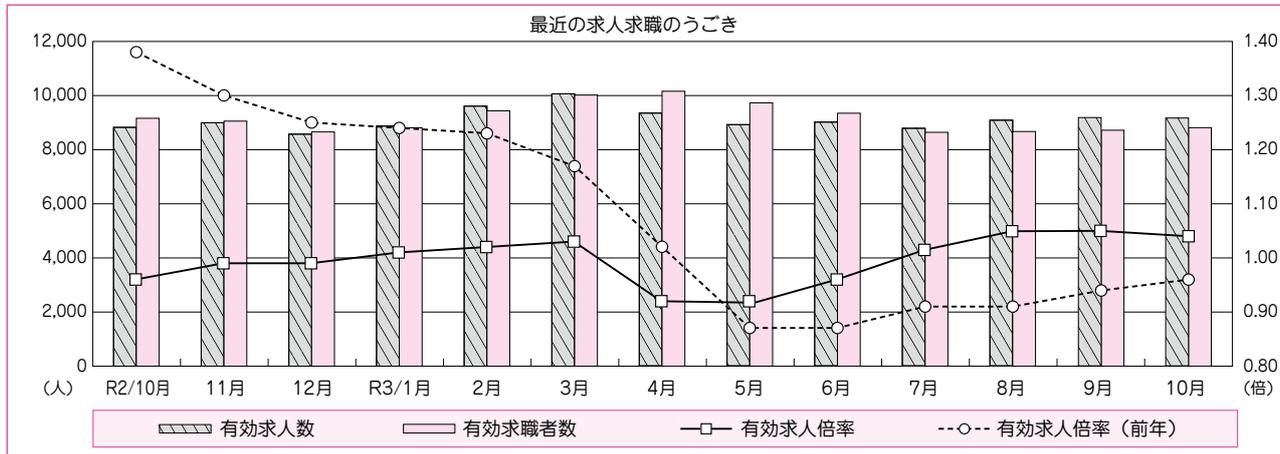
(各年10月末日現在)

盛岡公共職業安定所

	卒業 予定者数	求職者数			求人数 (管内)	求人倍率 (管内)	就職内定者数				就職内定率			未内定者数					
		管内	県内 (管外)	県外			管内	県内 (管外)	県外	管内	県内 (管外)	県外	管内	県内 (管外)	県外				
4年3月卒	4,331	708 (100.0%)	430 (60.7%)	83 (11.7%)	195 (27.5%)	1,647	3.83	539 (100.0%)	308 (57.1%)	58 (10.8%)	173 (32.1%)	76.1%	71.6%	69.9%	88.7%	169 (100.0%)	122 (72.2%)	25 (14.8%)	22 (13.0%)
3年3月卒	4,488	785 (100.0%)	470 (59.9%)	89 (11.3%)	226 (28.8%)	1,638	3.49	494 (100.0%)	276 (55.9%)	56 (11.3%)	162 (32.8%)	62.9%	58.7%	62.9%	71.7%	291 (100.0%)	194 (66.7%)	33 (11.3%)	64 (22.0%)
2年3月卒	4,715	866 (100.0%)	493 (56.9%)	110 (12.7%)	263 (30.4%)	1,845	3.74	696 (100.0%)	372 (53.4%)	79 (11.4%)	245 (35.2%)	80.4%	75.5%	71.8%	93.2%	170 (100.0%)	121 (71.2%)	31 (18.2%)	18 (10.6%)
31年3月卒	4,649	828 (100.0%)	458 (55.3%)	112 (13.5%)	258 (31.2%)	1,844	4.03	698 (100.0%)	354 (50.7%)	92 (13.2%)	252 (36.1%)	84.3%	77.3%	82.1%	97.7%	130 (100.0%)	104 (80.0%)	20 (15.4%)	6 (4.6%)
30年3月卒	4,590	897 (100.0%)	521 (58.1%)	67 (7.5%)	309 (34.4%)	1,834	3.52	701 (100.0%)	376 (53.6%)	42 (6.0%)	283 (40.4%)	78.1%	72.2%	62.7%	91.6%	196 (100.0%)	145 (74.0%)	25 (12.8%)	26 (13.3%)
29年3月卒	4,716	918 (100.0%)	542 (59.0%)	65 (7.1%)	311 (33.9%)	1,608	2.97	716 (100.0%)	403 (56.3%)	37 (5.2%)	276 (38.5%)	78.0%	74.4%	56.9%	88.7%	202 (100.0%)	139 (68.8%)	28 (13.9%)	35 (17.3%)
28年3月卒	4,756	901 (100.0%)	536 (59.5%)	76 (8.4%)	289 (32.1%)	1,376	2.57	716 (100.0%)	411 (57.4%)	46 (6.4%)	259 (36.2%)	79.5%	76.7%	60.5%	89.6%	185 (100.0%)	125 (67.6%)	30 (16.2%)	30 (16.2%)
27年3月卒	4,771	934 (100.0%)	570 (61.0%)	79 (8.5%)	285 (30.5%)	1,396	2.45	671 (100.0%)	374 (55.7%)	39 (5.8%)	258 (38.5%)	71.8%	65.6%	49.4%	90.5%	263 (100.0%)	196 (74.5%)	40 (15.2%)	27 (10.3%)
26年3月卒	4,807	925 (100.0%)	577 (62.4%)	72 (7.8%)	276 (29.8%)	1,083	1.88	639 (100.0%)	371 (58.1%)	32 (5.0%)	236 (36.9%)	69.1%	64.3%	44.4%	85.5%	286 (100.0%)	206 (72.0%)	40 (14.0%)	40 (14.0%)
25年3月卒	5,036	966 (100.0%)	545 (56.4%)	88 (9.1%)	333 (34.5%)	936	1.72	652 (100.0%)	322 (49.4%)	51 (7.8%)	279 (42.8%)	67.5%	59.1%	58.0%	83.8%	314 (100.0%)	223 (71.0%)	37 (11.8%)	54 (17.2%)

※ ( ) は割合

最近の求人求職のうごき



	R2/10月	11月	12月	R3/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前年同月比
新規求人数	3,655	3,152	2,732	3,749	3,700	3,816	3,430	3,200	3,332	3,363	3,276	3,199	3,548	▲2.9%
有効求人数	8,826	8,996	8,575	8,875	9,611	10,324	9,307	8,922	9,016	8,875	9,089	9,171	9,169	3.9%
新規求職者数	1,893	1,636	1,555	1,984	2,236	2,426	2,708	1,769	1,807	1,559	1,616	1,755	1,776	▲6.2%
有効求職者数	9,161	9,056	8,657	8,811	9,438	10,064	10,123	9,727	9,346	8,788	8,673	8,703	8,814	▲3.8%
新規求人倍率	1.93	1.93	1.76	1.89	1.65	1.57	1.27	1.81	1.84	2.16	2.03	1.82	2.00	0.07p
有効求人倍率	0.96	0.99	0.99	1.01	1.02	1.03	0.92	0.92	0.96	1.01	1.05	1.05	1.04	0.08p
有効求人倍率(前年)	1.38	1.30	1.25	1.24	1.23	1.17	1.02	0.87	0.87	0.91	0.91	0.94	0.96	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>